

## 4 社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会 会員規程

平成17年3月1日制定  
糸社協規程第 2 号

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人糸魚川市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）  
定款第32条第3項に定める会員について規定するものとする。

(会 員)

第2条 会員とは、糸魚川市に居住する者及び協議会の趣旨に賛同して入会した者をいう。

(会員の区分)

第3条 協議会の会員は、次のとおりとする。

(1) 一般会員（各世帯）

(2) 賛助会員

2 賛助会員は、役員・評議員、糸魚川市所在の福祉施設・篤志家等で入会したものと  
とする。

(会員証)

第4条 会長は、会員に会員証を交付するものとする。（ただし、賛助会員のみとする。）

(会 費)

第5条 会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は年額とし、次の区分による。

(1) 一般会員 1世帯当たり 500円

(2) 賛助会員 1口 1,000円

(会費の納入)

第6条 会員は、その年度の会費を年度内に納付しなければならない。ただし、会長  
は会員に特別の理由があると認められるときは、会費を減免することができる。

(退会・除名)

第7条 会員は、次の場合に退会したものとする。

(1) 死亡、転出又は解散したとき

(2) 退会の申し出があったとき

(3) 除名されたとき

2 会員が協議会の名誉を毀損し、又はその趣旨に反した言動があったときは、理  
事会の議決を経て除名することができる。

(委 任)

第8条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則（平成17年3月1日）

この規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日）

この規程は、平成23年4月1日から適用する。

附則（平成28年12月26日）  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。